

令和7年度 社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会臨時職員募集要綱

1. 求める人材

社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会は、『誰もが安心して暮らせる地域づくり』を目指し、住民の参加と支え合いによる福祉の町をつくるために色々な福祉事業を行っています。軽井沢町民の福祉の向上のため責任感を持って職務に取り組むことができ、自己研鑽の意欲が高い方を求めます。

2. 応募要件

募集内容	介護に関する有資格者で介護保険事業の業務に従事できる者
資 格	介護福祉士の資格を有する者
年 齢	1961年以降に生まれた者 年齢制限該当理由 定年を上限（定年が64歳のため）
そ の 他	※次のいずれかに該当する者は、申し込みできません。 ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者 ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③ 日本国憲法施行の日以後において、同法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 採用予定人数

1名

4. 採用予定期日

合格者と協議の上、決定します。

5. 応募方法

(1) 提出書類

- ①履歴書
- ②業務適正調査票（本会ホームページからダウンロード可能）
- ③応募要件に該当する資格登録証の写し

(2) 受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年12月25日（木）

受付時間は、土・日曜日、祭日を除く午前9時から午後5時までです。

(3) 申込方法

提出書類は、持参又は簡易書留で郵送してください。

6. 選考方法

第1次選考	書類選考	応募関係書類到着後、1週間以内に通知します。
-------	------	------------------------

第2次選考	面接・作文	合格者に対して別途通知します。
-------	-------	-----------------

7. 勤務場所・条件

勤務場所	保健福祉複合施設木もれ陽の里内、通所介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所
勤務時間	通所介護事業所：午前8時～午後5時（休憩60分を含む） 小規模多機能型居宅介護事業所：午前8時～午後5時（休憩60分を含む） ※早番、遅番、夜勤があります。
休 暇	4週9休制（年間休日数109日）、年次休暇、その他特別休暇

8. 給与等

給 与	（臨時職員：月給制） 172,400円～
手 当 等	賞与、資格手当、処遇改善金、通勤手当、寒冷地手当
社会保障	健康保険、厚生年金、雇用保険の各制度加入
試用期間	1ヶ月（労働条件変更なし）

9. 申し込み・問い合わせ

社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会 総務係
〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉4844-1
電 話 0267-45-8113
FAX 0267-46-2116